

## 質問書に対する市の基本的な考え方

**1 まちぢから協議会の民主的な運営に関すること**

(茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会所掌事項：公益を増進するための活動に関する事項)

**【質問内容】**

地域コミュニティの認定は、「地域コミュニティの認定等に関する条例」(以下、条例)の第2条で、各号に掲げる基準に適合するものとされており、そのひとつである第2条の(6)「民主的に運営されているものであること」については、たいへんに重い一文であり、最も重要な基準であると思っています。

その一方で、地域コミュニティ審議会では、一つのコミュニティの認定がわずか数十分ほどで行われますが、民主的な運営という重要な判断が、このような短時間で判断を下されてしまうことに疑問を持っています。

審議会の議事録を読みますと、まちぢから協議会の実際の現状とかけ離れた内容が職員から報告されているのにも驚きます。いじめ問題を扱った審議会では、職員が自己判断により審議会に資料を提出せず、問題となり再審議となりました。当審議会でも、住民からの直接の説明ではなく、職員により取捨選択された内容が審議会に提出されているため、実情とかけ離れた報告になっていると思います。

(中略)

審議会は、何を根拠にして地域コミュニティの「民主的な運営」を判断しているのでしょうか。

そもそも、このような審議会の短い時間では、民主的な活動であるか否か、容易に判断はできないはずです。それであっても民主的と判断する、判断されている関係には何か気味のわるいものを感じています。

## ○市の考え方

条例に定められた認定基準の1つである「民主的に運営されているものであること。」の要件については、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査要領に基づき、事務局(市民自治推進課)で精査・内容を確認した後、審議会へ諮り審議を行います。

規定の解釈と基準に適合するための具体的な要件については、次のとおりです。

**(6) 民主的**

(6) 民主的に運営されているものであること。

**【条文の趣旨】**

市長の認定を受けようとするコミュニティは、組織の運営や合意形成が民主的に行われることが必要です。

【解 説】

\* 「民主的」とは？

⇒ コミュニティに関わりのある人たちの考えに基づいて物事が決められていくことを意味しています。つまり、全ての自治会、地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ、公募の住民等の平等が尊重された中で、コミュニティの組織運営や合意形成がなされることとなります。

【基準に適合するための要件】

- ・ コミュニティの規約に、コミュニティに関わりのあるものが平等に扱われ、自由な意見交換により組織が運営され、方針等の合意が図られることが規定されていること。
- ・ 申請書に、組織運営及び合意形成が民主的に行われる仕組みが記載されていること。
- ・ 合意形成にあたっては、多数決等客観的に民主的と判断できる手法により行われることが明確であること。

(「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について」より抜粋)

具体的な要件・基準への適合状況について、審議会で審査することになりますが、審議会における審議の円滑な運営を行うため、「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表」を活用し、認定要件・基準への適合状況を確認しています。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表

松浪地区まちぢから協議会

審査基準	確認資料	基準への適合状況(事務局にて確認)	確認区分
申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	○認定申請書	申請書に活動区域の記載あり。	○
申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	○松浪地区まちぢから協議会規約	規約第2条に市長が告示する松浪地区を協議会の活動区域とする規定あり。	○
規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	○各地区の規約等をまとめたフラットファイル(以下、審議会ファイル)「別図9」 ○松浪地区まちぢから協議会規約	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図9」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	○

⋮

(6) 申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	○松浪地区まちぢから協議会規約	規約第12条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	○
民主的な運営に関する調書の内容が適切か。	○「民主的な運営に関する調書」		○
(7) 申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	○松浪地区まちぢから協議会規約	規約第3条に目的、第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第9条に代表者に関する事項、第12条に会議に関する事項が規定されている。	○



具体的な認定要件・基準については、2つの基準があり、①申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか、②民主的な運営に関する調書の内容が適切か、という基準に対して、確認資料①例)松浪地区まちぢから協議会の規約に、過半数の出席、多数決といった意思決定の

方法が規定されていること、②) 例松浪地区まちぢから協議会の認定申請書類3 民主的な運営に関する調書によって、基準への適合状況を判断することとなります。

この認定要件・基準への適合状況については、毎年開催される茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会第1回審議会によって、認定基準への適合に関する事項について、市長の諮問に応じて審議会内で確認を行っている状況です。

## 2 パワハラの苦情

(茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会所掌事項：公益を増進するための活動に関する事項)

### 【質問内容】

まちぢから協議会で「パワーハラスメント」、「モラルハラスメント」を受けているという相談が私のところへ来ています。まちぢから協議会の委員（役員）から怒鳴りつけられたり、自分の言うことを聞けと執拗に強制されたりなどが、継続的に行われています。（私自身もこのような経験があります。）ハラスメント被害を受けていても、生活がしづらくなる、子どもがいじめられるなどの心配で事実を表に出せません。被害を受けた側は泣寝入りで、ハラスメントを行う側が残り続けていきます。このような実情がある以上、いったん全てのまちぢから協議会の活動を止め、実情を調べて、ハラスメントを起こさない、認めない状態を確認できた時点で活動を再開するぐらいの厳しい措置が取られるべきと考えます。

審議会が民主的な運営と判断したまちぢから協議会で、このようなハラスメントが継続的に行われていることをどうお考えでしょうか。

ハラスメントの問題は、いじめ問題と同様に解決が半年、1年後と遅くなるのでは意味がありません。早急の確認と解決をお願いいたします。

### ○市の考え方

本市としては、各地区まちぢから協議会内でのパワーハラスメントを受けているという状況の確認はできておりません。

万が一、そのような状況を確認した際は、協議会組織への聞き取りや状況を把握し、適切な対応を行うとともに、パワーハラスメントを受けた当事者にも聞き取りを行うことも必要であると考えています。

### 3 まちぢから協議会から審議会へ参加する委員に女性がゼロ

(茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会所掌事項対象外のため参考掲載)

#### 【質問内容】

現在、茅ヶ崎市の26の審議会にまちぢから協議会から委員が推薦されて入っています。しかし驚くことに、28名すべてが高齢の男性で、女性も若い世代も参加はゼロです。なぜこのような男女共同参画に逆行する片寄った人選になるのか担当課に問いましたが、「まちぢから協議会連絡会に一人も女性がいなくて仕方がない」という返事です。SDGsを取り入れる市において、改善策を考えもせず、審議会に女性が入る余地がない、ゼロを放置して「仕方がない」とすることが「民主的な運営」なのか審議会の意見をお尋ねします。

#### ○市の考え方

本市の附属機関その他の審議会委員にまちぢから協議会連絡会から推薦委員として委嘱されておりますが、各地区まちぢから協議会の会長又は副会長によって構成されているまちぢから協議会連絡会委員に女性の会長及び副会長が在籍していないことによるご指摘だと思われま

す。各地区まちぢから協議会の会長及び副会長に女性が起用されていないため、このような状況になっておりますが、構成委員の男女比等への配慮など、男女参画の推進という視点は非常に重要であることから、地域担当職員としても協議会組織に対して必要な助言をしているところでございます。また、各地区まちぢから協議会の会長、副会長などの役員は、構成団体から選出されるもので、各自治会、地区社会福祉協議会、地区体育振興会など各種団体の代表である会長に男性の起用が多いことも認識しております。

市としては、自治会をはじめ各種団体の長が性別にとらわれることなく、団体を総括し、運営することができる適任者が会長職に就任されるものと考えており、地域活動の推進によってよりよい地域社会を目指すことができる体制となるよう支援してまいります。

### 4 まちぢから協議会の意見を聞いているから地域の意見を聞いている

(茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会所掌事項対象外のため参考掲載)

#### 【質問内容】

ちがさき都市マスタープランの改訂にあたって、市内13地区で「地域意見交換会」が実施されました。しかし、この「地域意見交換会」は、市が「まちぢから協議会」委員のみに参加を求め、日程も場所も公表されずに行われました。

市民参加条例の第4条、「市は、市民参加をしやすい環境の整備につとめる、主体的な市民参加を促進するものとする」などを踏まえれば、「地域の意見交換会」は、その地域に住む住民すべてが対象で、誰もが自ら意見交換会に参加することができ、日程や場所が公開されることが、民主的な市民参加の大前提と考えます。

地域に住む住民が等しく自分から「地域の意見交換会」に参加する機会を得られず(私もその1人

です)、日程も公開されず、まちぢから協議会の役員だけが参加できる、地域の他の人には閉ざしている意見交換を、「地域意見交換会」と位置づけて発表したことについて、民主的な運営の視点から、審議会のご意見を伺います。

#### ○市の考え方

各地区まちぢから協議会の運営委員会の場で政策に関する意見を聴取したからといって、地域全体の意見を聞いているという認識はありません。

「ちがさき都市マスタープラン」の改定における市民参加としましては、公募による市民や学識経験者からなる策定委員会、無作為抽出した市民による市民討議会、5年以内に茅ヶ崎市に転入した市民を対象とした転入者ヒアリングやアンケート、各地区のまちぢから協議会運営委員を対象とした意見交換会や、全市民を対象とした意見交換会、パブリックコメント等、様々な目的で様々な手段にて意見交換や意見の収集を行ってまいりました。

各地区まちぢから協議会の運営委員会の場を活用した意見交換会について、運営委員会の委員は、自治会長をはじめ各種団体の長や代表が一堂に会し地域の課題を共有し、課題解決の手法を協議していることから、その地域内で日ごろから活動されている団体からご意見をお聞きするという視点により、ちがさき都市マスタープランの改定について様々な意見を伺えるものと考え、様々な意見聴取の市民参加手法の機会の一つとして、実施をしたものです。

このことから、地域で中心的な活動を進めている各地区まちぢから協議会との意見交換を実施する機会の活用については、問題ないと認識しています。